

## 令和2年第4回定例会(令和2年12月15日)

総務企画消防委員会委員長 (手束 貴裕 委員長)

去る 12 月 3 日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました「議第 135 号 令和 2 年度別府市一般会計補正予算 (第 9 号)」関係部分、ほか 6 件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、「議第 135 号 令和 2 年度別府市一般会計補正予算 (第 9 号)」財政課関係部分についてであります。

当局より、歳入として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第 2 次分を追加計上するものであり、別府市財政調整基金繰入金については、予算総額を調整するため減額するものであるとの説明が、また、競輪事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により売上金が減少したものの、経費の節減等により収益が増加したため、競輪事業収入を追加するものであるとの説明がなされた次第であります。

一方、歳出として、新図書館への図書購入費寄附金と競輪事業収入の追加額をべつぷ未来共創基金に積み立て、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加額を、緊急雇用、中小企業者賃料補助、小中学校のタブレット購入費等に、それぞれ充当し財源補正をするものであるとの説明がなされました。

委員から 9 億 1,300 万円が国から交付金の追加額として充てられているが、これまで一般財源で支出した同額はどこに措置されているのかとの質疑に対し、当局からこれまでの対策費については、一時的に財政調整基金繰入金に措置していたため、財源補正に伴い財政調整基金繰入金を減額して調整したとの答弁がなされました。

採決の結果、「議第 135 号 令和 2 年度別府市一般会計補正予算 (第 9 号)」関係部分については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、4 件の条例議案についてであります。

初めに、「議第 141 号 別府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」では、地方自治法施行令の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めることに伴う条例の制定であるとの説明に対し、委員から長期継続契約に該当する契約にはどのようなものがあるのか、との質疑がなされ、当局から車両、情報機器、パソコンのリースなど、複数年度にわたることが商習慣上一般的であり規則で定める契約を対象としている。た

だし、重要な契約については、従来どおり債務負担行為として予算書に明記し、別途議会で説明するとの答弁がなされました。

次に、「議第 142 号 別府市税特別措置条例の一部改正について」では、「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」等の一部改正に伴い、条例が引用する条項に移動が生じたことにより、別府市税特別措置条例の関係部分を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

続きまして、「議第 148 号 別府市消防団条例の一部改正について」では、消防団員の資格要件を見直すこと等に伴い、条例を改正する旨の説明がなされました。

委員から、新たに入団する学生についての質疑に対し、当局から学生の入団についても、報酬が支給され、平時の活動としては防災訓練の参加や、啓発活動等を行うとの説明がなされた次第であります。

また、別の委員から外国籍の方の入団における法的根拠はどのようになっているのか、との質問に対しては、平成 17 年の総務省消防庁が開催した消防審議会の結果に基づき、公権力を行使しない範囲で活動することに留意して地域の実情に応じ適切に対応すれば問題ないとの説明がなされました。

次に、「議第 149 号 別府市火災予防条例の一部改正について」では、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」等の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限が拡大され、並びに急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準が見直されたことにより、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

以上 4 件の条例議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

最後に、その他の議案 2 件についてであります。

初めに、「議第 150 号 指定管理者の指定について」では、別府市内竈コミュニティセンター及び別府市内竈多目的広場の管理を、別府市公の施設の指定管理候補者選定方法等検討委員会から妥当であるとの答申を受けた内竈自治会に引き続き行わせようとするものであるとの説明がなされました。委員からの指定管理料について質疑がなされ、当局から市の支出はなく、全て利用料金及び自治会の経費で運営されているとの答弁がなされました。採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、「議第 162 号 市長専決処分について」のうち、職員課関係部分については、第 1 回臨時会で議決した令和 2 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）の「新型コロナウイルス感染症緊急雇用に要する経費」のうち、雇用した会計年度

任用職員報酬について、事業の実施状況を踏まえて1億 3,650 万円減額したものである等の説明がなされました。委員から緊急雇用の採用人数の今後の見通しはどうなっているのかとの質疑に対し、当局から直近の数週間で新型コロナウイルス感染症の感染状況が大きく変化したため、今後の見通しは流動的であるとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、同市長専決処分のうち財政課関係部分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症対策おもいやり基金繰入金の歳入は、別府みんなにエール券発行事業の財源として計上するとの説明がなされました。

最後に、「議第 162 号 市長専決処分について」の関係部分についてはいずれも、当局の説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。